

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（公立大学法人にあつては、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）」に改める。

第十一条の二各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスク並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用に関する情報
- 十四 法人に関する基礎的な情報

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第十一条及び第十一条の二の規

定は、令和四年度の事業年度から適用する。